

向日市国民保護計画

平成19年1月
向日市

目 次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1編 | 総論 | 1 |
| 第1章 | 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等 | 1 |
| 1 | 市国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 市国民保護計画の構成 | 2 |
| 3 | 市国民保護計画の見直し、変更手続 | 2 |
| 4 | 向日市地域防災計画等との関係 | 3 |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針 | 4 |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱 | 6 |
| 1 | 関係機関の事務又は業務の大綱 | 7 |
| 第4章 | 市の地理的、社会的特徴 | 11 |
| 第5章 | 市国民保護計画が対象とする事態 | 13 |
| 1 | 武力攻撃事態等 | 13 |
| 2 | 緊急処理事態 | 14 |
| 3 | 市において留意する事項 | 14 |
| 第2編 | 平素からの備えや予防 | 15 |
| 第1章 | 組織・体制の整備等 | 15 |
| 1 | 市の各部課室における平素の業務 | 15 |
| 2 | 市職員の参集基準等 | 16 |
| 3 | 消防機関の体制 | 16 |
| 4 | 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 17 |
| 第2章 | 関係機関との連携体制の整備 | 19 |
| 1 | 基本的考え方 | 19 |
| 2 | 府との連携 | 19 |
| 3 | 近隣市町との連携 | 20 |
| 4 | 指定公共機関等との連携 | 20 |
| 5 | ボランティア団体等に対する支援 | 21 |
| 第3章 | 情報の収集・伝達・提供等の体制整備 | 22 |
| 1 | 通信の確保 | 22 |
| 2 | 情報収集・提供等の体制整備 | 22 |
| 3 | 警報等の伝達に必要な準備 | 23 |
| 4 | 安否情報の収集、整備及び提供に必要な準備 | 24 |
| 5 | 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 25 |
| 第4章 | 避難及び救援に関する体制の整備 | 26 |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 26 |

| | | |
|------------|--------------------------------|-----------|
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成 | 26 |
| 3 | 救援に関する基本的事項 | 27 |
| 4 | 運送事業者の運送力・運送施設の把握等 | 27 |
| 5 | 避難施設の指定への協力 | 27 |
| 第5章 | 生活関連等施設の把握等 | 28 |
| 1 | 生活関連等施設の把握等 | 28 |
| 2 | 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等 | 29 |
| 第6章 | 物資及び資材の備蓄、整備 | 30 |
| 1 | 市における備蓄 | 30 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 30 |
| 第7章 | 国民保護に関する研修及び訓練、啓発 | 32 |
| 1 | 研修 | 32 |
| 2 | 訓練 | 32 |
| 3 | 国民保護措置に関する啓発 | 33 |
| 第8章 | 要配慮者等への支援体制の整備 | 34 |
| 第1 | 要配慮者対策 | 34 |
| 第2 | 外国人対策 | 35 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処 | 36 |
| 第1章 | 実施体制の確立 | 36 |
| 第1 | 事態認定前における初動体制 | 36 |
| 1 | 情報連絡体制の整備 | 36 |
| 2 | 緊急事態連絡室等の設置 | 36 |
| 3 | 緊急事態連絡室の初動措置 | 37 |
| 4 | 国民保護対策本部に移行する場合の調整 | 38 |
| 第2 | 事態認定後の体制 | 38 |
| 1 | 市対策本部の設置等 | 38 |
| 2 | 市対策本部の設置場所 | 39 |
| 3 | 市対策本部の組織構成及び機能 | 39 |
| 4 | 市対策本部長の権限 | 41 |
| 5 | 市対策本部の運営にかかる留意事項 | 42 |
| 第3 | 体制及び職員の配備基準 | 44 |
| 第2章 | 関係機関相互の連携 | 45 |
| 1 | 国・府の対策本部との連携 | 45 |
| 2 | 知事・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 45 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 46 |
| 4 | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 | 46 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 47 |
| 6 | 市の行う応援等 | 47 |

| | | |
|------------|---------------------------|-----------|
| 7 | ボランティア団体等に対する支援等 | 48 |
| 8 | 住民への協力要請 | 48 |
| 第3章 | 警報及び避難の指示等 | 49 |
| 第1 | 警報の通知及び伝達 | 49 |
| 1 | 警報の内容の伝達等 | 49 |
| 2 | 警報の内容の伝達方法 | 50 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 51 |
| 第2 | 避難住民の誘導等 | 52 |
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 52 |
| 2 | 避難実施要領の策定 | 53 |
| 3 | 避難住民の誘導 | 55 |
| 4 | 武力攻撃事態の類型の特徴等 | 60 |
| 第4章 | 救援 | 62 |
| 1 | 救援の実施 | 63 |
| 2 | 関係機関との連携 | 63 |
| 3 | 救援の実施内容等 | 64 |
| 第5章 | 安否情報の収集・提供 | 66 |
| 1 | 安否情報の収集・整理等 | 67 |
| 2 | 府に対する報告 | 67 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 67 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 68 |
| 5 | 安否情報伝達手段の活用 | 68 |
| 第6章 | 武力攻撃災害への対処 | 69 |
| 第1 | 武力攻撃災害への対処 | 69 |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 69 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 69 |
| 第2 | 応急措置等 | 70 |
| 1 | 退避の指示 | 70 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 71 |
| 3 | 応急公用負担等 | 72 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 72 |
| 第3 | 生活関連等施設における災害への対処等 | 75 |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 75 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 75 |
| 第4 | NBC攻撃による災害への対処等 | 77 |
| 第7章 | 被災情報の収集及び報告 | 80 |
| 第8章 | 保健衛生の確保その他の措置 | 82 |
| 1 | 保健衛生の確保 | 82 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 83 |

| | | |
|----------------|---------------------------|-----|
| 第9章 | 文化財の保護 | 84 |
| 1 | 文化財の保護 | 84 |
| 2 | 文化財保護の特例 | 84 |
| 3 | 文化財の応急対策 | 85 |
| 4 | 文化財の復旧 | 85 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置 | 86 |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 86 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 86 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 87 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理 | 88 |
| 第4編 | 復旧等 | 90 |
| 第1章 | 応急の復旧 | 90 |
| 1 | 基本的な考え方 | 90 |
| 2 | 公共的施設の応急の復旧 | 90 |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧 | 91 |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 92 |
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 92 |
| 2 | 損失補償及び損害補償 | 92 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 92 |
| 第5編 | 緊急対処事態への対処 | 93 |
| 1 | 緊急対処事態 | 93 |
| 2 | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 93 |
| ○市国民保護計画に係る用語集 | | [1] |

左肩に*の付いた用語については、巻末の用語集に意味を記載しています。

第 1 編 総 論

第 1 章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

世界の恒久平和の実現は向日市民はもとより、全人類共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

この人類共通の大義に向かって不断の努力を傾注することは、我々に課せられた責務である。

被爆国として核兵器の廃絶と軍縮を求めて世界の恒久平和を願い「世界平和都市宣言」を行った市として、今後においても、この世界平和の崇高な理念の普及・啓発に努め、引き続き効果的な平和施策の充実に努めていくものである。

併せて、市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、*武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、*武力攻撃災害への対処など*国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、市の国民の保護に関する計画（以下「市*国民保護計画」という。）の位置づけ、構成等について定める。

1 市国民保護計画の位置づけ

(1) 市国民保護計画の位置づけ

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「*国民保護法」という。）、国民の保護に関する*基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画を作成する。

この際、総合的な危機管理機能の強化の観点から、既存の地域防災計画をはじめ危機管理に関するマニュアルづくりなど、関係機関との連携協力などを行い、市民の生命、身体、財産を守るため、危機管理体制の強化に努める。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 *緊急対処事態への対処

併せて、関係機関等への連絡先や統計資料などを記載した資料編及び事務の詳細な手順を定めたマニュアルを作成する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、向日市*国民保護協議会（以下「国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、向日市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

4 向日市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「向日市地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、府、近隣市町並びに関係*指定公共機関及び関係*指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

特に、市の北部と西部は京都市西京区、東部は京都市南区と伏見区に、南部は長岡京市に接するという、市の特性を考慮して、効果的な住民の避難を図るため、近隣市町との連携体制の構築に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び*自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者その他配慮を要する者への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(7) *国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(10) 外国人への国民保護措置の適用

市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(11) ところのケア支援

災害時におけるところのケア支援施策を図る。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり定める。
 なお、これらの機関や関係団体等連絡先等については、資料編に記載する。

国民保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、府、市、*指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【府】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 府 | <ol style="list-style-type: none"> 1 府国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、*緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

【市】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、*避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------------|---|
| 近畿管区警察局 | 1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 大阪防衛施設局 | 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 |
| 近畿総合通信局 | 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 *非常通信協議会の指導育成 |
| 近畿財務局 (京都財務事務所) | 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 |
| 大阪税関(京都税関支署) | 1 輸入物資の通関手続 |
| 近畿厚生局 | 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 京都労働局 | 1 被災者の雇用対策 |
| 近畿農政局 | 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 近畿中国森林管理局 | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 |
| 近畿経済産業局 | 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 中部近畿産業保安監督部 (近畿支部) | 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策 |
| 近畿地方整備局 | 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 |
| 近畿運輸局 | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安 |
| 大阪航空局 (大阪空港事務所) | 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 |
| 東京航空交通管制部 | 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置 |
| 大阪管区气象台(京都地方气象台) | 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第八管区海上保安本部 | 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 *生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 近畿地方環境事務所 | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| <p>放送事業者 日本放送協会(京都放送局) 朝日放送(株) (株)毎日放送 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株) 大阪放送(株) (株)京都放送 (株)エフエム京都</p> | <p>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</p> |
| <p>運送事業者 [バス事業者] 西日本ジェイアールバス(株) 近鉄バス(株) 京阪バス(株) 阪急バス(株) 京阪シティバス(株) 京阪京都交通(株) 京都バス(株) 京阪宇治バス(株) 丹後海陸交通(株) 加悦フェローライン(株) 奈良交通(株) (株)ヤサカバス 京都交通(株) 京都ヤサカ観光バス(株) 明星自動車(株) 帝産観光バス(株)(京都支店) 国際自動車(株)(京都支店) [鉄道事業者] 日本貨物鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)(関西支社) 西日本旅客鉄道(株)(京都支社) 近畿日本鉄道(株) 京阪電気鉄道(株) 阪急電鉄(株) 京福電気鉄道(株) 叡山電鉄(株) 嵯峨野観光鉄道(株) 北近畿タンゴ鉄道(株) [トラック事業者] 佐川急便(株)(関西支社) 西濃運輸(株)(京都支店) 日本通運(株)(京都支店) 福山通運(株)(京都支店) ヤマト運輸(株)(京都主管支店) (社)京都府トラック協会</p> | <p>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</p> |

| | |
|---|---|
| 電気通信事業者 西日本電信電話(株) (京都支店) | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| 電気事業者 関西電力(株)(京都支店) | 1 電気の安定的な供給 |
| ガス事業者 大阪瓦斯(株)(京滋導管部) (社)京都府エルピーガス協会 | 1 ガスの安定的な供給 |
| 日本郵政公社(京都中央郵便局) | 1 郵便の確保 |
| 病院その他の医療機関等 (独)国立病院機構 (京都医療センター) (社)京都府医師会 | 1 医療の確保 |
| 河川管理施設及び道路の管理者 (独)水資源機構(関西支社) 西日本高速道路(株)(関西支社) 京都府道路公社 | 1 河川管理施設及び道路の管理 |
| 日本赤十字社(京都府支部) | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 |
| 日本銀行(京都支店) | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。

(1) 概況

向日市は京都盆地の西南部に位置し、市の北部と西部は京都市西京区、東部は京都市南区・伏見区に、南部は長岡京市に接している。

(2) 地勢

市域面積は7.67km²で、地形は西部一帯が南北に細長く標高35～100mの丘陵地（西ノ岡風致地区）が横たわり、竹やぶに囲まれた静閑な地域である。

市の中央部には住宅が集中し、1km²当たりの人口密度が7,176人（平成17年10月1日現在推計人口）と、京都府下最高の過密状態を示している。

東部は平坦で耕地が多く、また交通網が集中し、東西1.2kmの間に阪急電鉄、JR東海道本線、JR東海道新幹線、国道171号線が通り、この地域も宅地化へと変貌しつつある。

(3) 気候

本市の気候は、おおむね温和で京都市内の盆地気候よりしのぎやすい。平成16年度の年間気象は、気温が年平均16.6℃、最高37.1℃、最低-2.2℃であった。降水量は10月が337.0mmと最も多く、年間降水量は1,661.0mmであった。（気温・降水量のデータは、乙訓消防組合（以下「消防組合」という。）の数値）

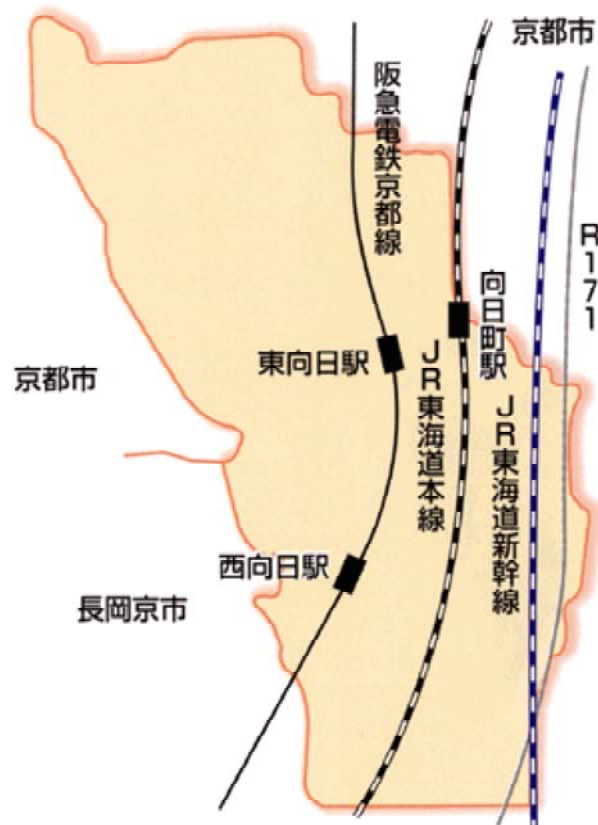
(4) 人口分布

平成18年4月1日現在の人口は、54,980人（男性26,511人、女性28,469人）であり、地区別にみると寺戸町が22,024人と最も多く、市人口の40%を占めており、ついで上植野町10,630人、物集女町8,613人、鶏冠井町5,318人、森本町4,781人、西向日1,426人、向日台1,141人、向日町1,047人と続いている。

(5) 道路、鉄道の位置等

本市は京都都市圏と大阪都市圏に近いことに加え、JR東海道本線、阪急電鉄京都線、国道171号といった広域あるいは都市間の交通幹線が市域を通過しており、交通の利便性が非常に高いといえる。また、JR京都駅には向日町駅から7分で結ばれており、新幹線による国土交通軸へも容易にアクセスできる。

こういった広域・都市間の交通機関が発達している一方で、市内の道路は狭隘なものが多く、機能性、安全性で課題を有している側面がある。



(6) 国の重要施設

近隣の自衛隊施設としては、本市北部に接する京都市西京区に桂駐屯地が、宇治市に宇治駐屯地及び大久保駐屯地がある。

(7) その他の特性等

市は京都市の中心部に近く、大阪市にも比較的近い距離にあるため、これら大都市周辺の住宅都市としての機能を強めながら成長してきた。

人口の年齢構成を見ると、生産年齢層、年少層が多く、比較的若い世代の住民が多いのが特徴といえる。

しかし、全国的に少子高齢化が進む中、本市においても例外ではなく、着実に高齢化が進んでる。

また、昼間人口は約80%で、流入人口が約9千人であるのに対し、流出人口は約2万人で、雇用の場が豊富な大都市に隣接した住宅都市としての役割を果たしている。

なお、「市の地形図」「市の年間気温・月別降水量」「幹線的な道路図・鉄道網」については、資料編に記載する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び*武力攻撃予測事態をいう。

| | |
|----------|--|
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 |

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

| | |
|-----------------|--|
| ①着上陸侵攻 | 船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃 |
| ②*ゲリラや特殊部隊による攻撃 | 不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である*特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃 |
| ③弾道ミサイル攻撃 | 弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、*化学剤を搭載した攻撃 |
| ④航空攻撃 | 着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部や*ライフラインに対する攻撃 |

※ これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となる*NBC攻撃（*核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針及び本計画第3編第3章第2の4に記述。

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日*対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の事態例として、次の4事態が基本指針に示されている。

| ① 攻撃対象施設等による分類 | |
|----------------------------------|--|
| 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊 ○ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○ 危険物積載船への攻撃 ○ ダムの破壊 |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○ 列車等の爆破 |
| ② 攻撃手段による分類 | |
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ○ *ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○ 水源地に対する毒素等の混入 |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆*テロ ○ 弾道ミサイル等の飛来 |

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針及び本計画第3編第3章第2の4を参照

3 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃のパターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体の想定を行うことは困難であるが、本市の交通網は、いずれも国土幹線ないしは、都市間の主要交通動脈として機能しているため、交通量が多く、災害発生による被害からの早期復旧に留意する必要があると思われる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び参集基準等について、以下のとおり定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめ様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

なお、各部局の平素の業務の詳細については、別に定める。

【国民保護措置に関する平素の業務】

| | |
|------------|---|
| 計画関係 | <ul style="list-style-type: none">・市国民保護計画の見直し、変更に関すること・市国民保護協議会の運営に関すること |
| 避難・救援関係 | <ul style="list-style-type: none">・避難実施要領の策定に関すること・避難施設の運営体制の整備に関すること・住民の避難誘導に関すること |
| 情報収集・伝達関係 | <ul style="list-style-type: none">・住民に対する警報・避難の指示及び緊急通報の内容の伝達に関すること・安否情報の収集体制の整備に関すること |
| 武力攻撃災害対処関係 | <ul style="list-style-type: none">・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること・食料等の備蓄及び医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること・廃棄物処理に関すること・復旧に関すること |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・訓練に関すること・特殊標章等の交付等に関すること |

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 職員への連絡手段の確保

市は、緊急時における参集予定職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話・メール等により常時連絡できる体制を整備する。

また、緊急時に参集することが予定される職員は、携帯電話を携行するなど常に連絡が取れるよう努めるものとする。

(4) 職員の参集が困難な場合の対応

市は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(5) 職員の所掌事務

市は、参集した職員の行う所掌事務を、あらかじめ定める。

3 消防機関の体制

(1) 乙訓消防組合消防本部における体制

乙訓消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）の初動体制は、「消防組合消防隊等災害出場計画」によるものとし、消防職員の参集基準については、消防本部職員動員計画の定めるところによる。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| | |
|-------------------------|--|
| 損失補償 (法第159条第1項) | 特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項) |
| | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項) |
| | 土地等の使用に関する事。 (法第82条) |
| | 応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項) |
| 損害補償 (法第160条) | 国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) |
| 不服申立てに関する事。 (法第6条、175条) | |
| 訴訟に関する事。 (法第6条、175条) | |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、これらの関係機関との連携体制の整備について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。また、市国民保護計画と関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 府との連携

(1) 府との緊密な連携

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、山城広域振興局を核として、府と必要な連携を図る。

(2) 府との情報共有

警報の内容、経路の運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の府への協議

市は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、京都南部都市広域行政圏推進協議会広域防災連絡会等を活用し、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防組合と連携し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する情報、警報の通知及び伝達、被災情報、安否情報など様々な情報を関係機関相互間で共有し、市民に対して、的確かつ迅速にこれらの情報を伝達することが重要である。このため、市は通信の確保及び情報の収集・提供等の体制整備のため必要な事項について、以下のとおり定める。

1 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

2 情報収集・提供等の体制整備

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するため、防災行政無線や広報車、消防団等によるほか、自主防災組織や自治会等の地域コミュニティーを通じた伝達など、情報体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用する。

(3) 関係機関との情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

3 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 府警察及び消防組合との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察及び消防組合との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

| |
|---|
| 1 避難住民・負傷住民 |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） |
| ⑥ 国籍 |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |
| ⑬ 知人への回答の希望 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| 2 死亡住民 |
| （上記①～⑦に加えて） |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑯ 遺体が安置されている場所 |
| ⑰ 連絡先その他必要情報 |
| ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて、あらかじめ把握する。また、府対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知する。

5 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報収集・報告に関する事務処理体制を定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第4章 避難及び救援に関する体制の整備

市は、避難及び救援に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、避難及び救援に関する体制の整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

なお、これらの基礎資料については、資料編に記載する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

市は、府から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の運送力・運送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

第5章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、生活関連等施設（武力攻撃を受けると、周辺に多大な被害を及ぼしたり、市民生活に大きな影響を与える施設のこと、ダムや変電所、火薬類や毒物等を多量に取り扱う施設）の安全確保に特に配慮する必要があるため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、以下の府域内に所在する生活関連等施設について、府及び消防組合を通じた情報提供に基づき、施設名称、連絡策等の情報を把握するとともに、府及び消防組合との連絡体制を整備する。

| 国民保護法施行令 | 各号 | 施設の種類 | 対 象 |
|----------|----|---------------------------|--|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 電気事業法第2条第1項第10号の電気業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kW以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。) |
| | 2号 | ガス工作物 | ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。) |
| | 3号 | 取水・貯水・浄水施設、配水池 | 水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数3万に満たないものを除く。) |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 日本放送協会又は放送法第2条第3号の3の一般放送事業者(同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)が同条第1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。)であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第2条第1号の放送をいう。)をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以上のものの無線設備 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 港湾法第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設 |
| 9号 | ダム | 河川管理施設等構造令第2章の規定の適用を受けるダム | |

| 国民保護 法施行令 | 各号 | 物質の種類 | 対 象 |
|--------------|-----|------------------|--|
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 消防法第2条第7項の危険物 |
| | 2号 | 毒劇物(毒物及び劇物取締法) | 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物 |
| | 3号 | 火薬類 | 火薬類取締法第2条第1項の火薬類 |
| | 4号 | 高压ガス | 高压ガス保安法第2条の高压ガス |
| | 5号 | 核燃料物質(汚染物質を含む) | 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物 |
| | 6号 | 核原料物質 | 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質 |
| | 7号 | 放射性同位元素(汚染物質を含む) | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物 |
| | 8号 | 毒劇薬(薬事法) | 薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬 |
| | 9号 | 電気工作物内の高压ガス | 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素 |
| | 11号 | 毒性物質 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質 |

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

市長は、生活関連等施設の管理者等に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）を府からの通知と併せて周知に努める。

(2) 府警察など関係機関との連携

市は、生活関連等施設に関し、府警察、消防組合、自衛隊、生活関連等施設を管理する関係機関等との連携強化に努める。

(3) 市が管理する生活関連等施設の安全確保

市は、自ら管理する生活関連等施設について、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など安全確保措置の実施のあり方を定める。

(4) 管理者に対する要請

市は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など安全確保措置について定めるよう要請する。この場合、施設の管理者の自主的な判断に基づき、安全確保措置が定められるよう留意する。

第6章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

なお、国民保護措置に従事する職員の飲料水や食料などについても同様とする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、*安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

(3) 府との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第7章 国民保護措置に関する研修及び訓練、啓発

市は、市職員の危機管理能力の向上に資する研修・訓練を実施するとともに、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等についての啓発等を行うため、市が実施する研修及び訓練、啓発について、以下のとおり定める。

1 研修

市は、市職員の危機管理能力の向上を図るため、必要に応じて外部有識者等を講師に招き研修会等を開催するほか、消防大学校、府立消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

また、国の研修機関の研修課程や国が作成するビデオ教材や*eラーニングを活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、府及び消防組合とともに、国、近隣市町等関係機関と共同するなど、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。

また、テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し、関係機関等と十分連携を図りながら、実践的な訓練の実施に努める。

なお、訓練の形態については、訓練の目標、実施効果等を考慮の上、選定を行う。

[訓練項目]

- ① 本部事務局要員等の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報等の情報収集訓練
- ③ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ 救援実施訓練

[主な訓練の形態]

- ① 実動訓練（人・物等を実際に動かす訓練）
- ② 図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）

(2) 訓練に当たっての留意事項

- ① 実施する訓練の種別などに応じて、市民に当該訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努める。その際は、市民の自発的な協力を得るとともに、開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ② 訓練終了後は、事後評価を行うとともに、課題や教訓を明らかにした上で、市国民保護計画の見直し等に反映させる。
- ③ 学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

3 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、府と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、様々な事態から安全を確保できるよう、危機対処能力の向上や国民保護措置の重要性について、継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会やフォーラム等を開催する。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第8章 要配慮者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を府をはじめとする関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

第1 要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握等

市は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障害者などの要配慮者に関する情報を、平素から収集するとともに要配慮者マップを作成するなど所在の把握等に努めるものとする。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱うものとする。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、平素から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な地域における協力体制の整備に努める。

(3) 避難支援体制の整備

市は、要配慮者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の要配慮者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努める。

(4) 病院等施設在所者の避難誘導體制の整備

市は、府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他、自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 避難施設対策等

① 市は、府と連携し、介助員等の配置など要配慮者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。

- ② 市は、府と連携し、要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6) 要配慮者の安全確保

- ① 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮する。
- ② 市は、住民等の協力も得て要配慮者を含めた訓練を実施する。
- ③ 市は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。
- ④ 市は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

第2 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

市は、府とともに、府国際センターをはじめとする関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、外国人を支援するシステムの整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、府とともに、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努める。

(3) 避難施設の運営

市は、府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(4) 外国人の安全確保

- ① 市は、府と連携して 防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- ② 市及び防災関係機関は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。
- ③ 市は、国・府とも連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多国語による国民保護等の普及啓発に努める。
- ④ 市は、府と連携して外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。
- ⑤ 市は、府と連携して通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事態認定前における初動体制

市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、国による事態認定前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

なお、通常のテロ事案についても、本体制により対応することとする。

1 情報連絡体制の整備

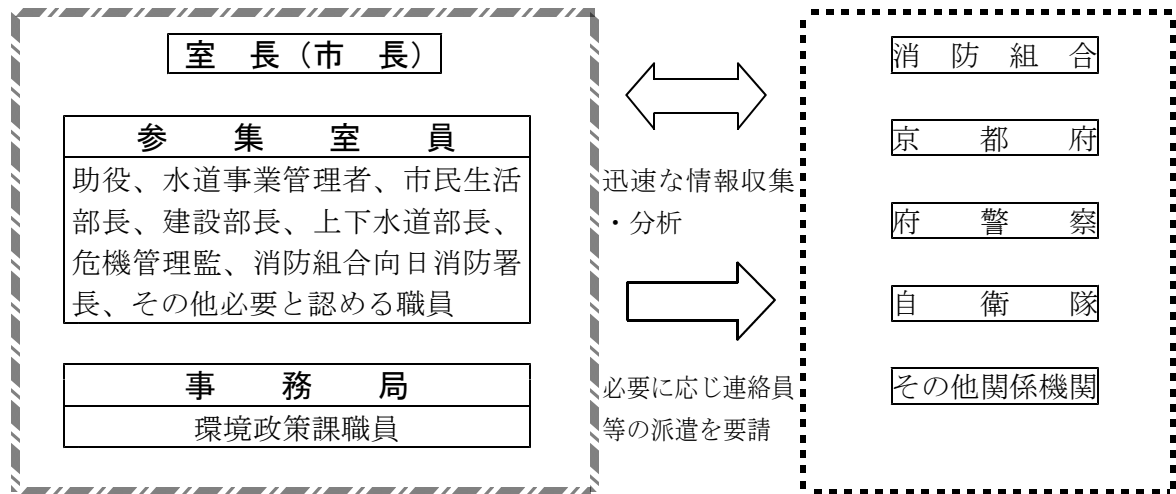
市は、府、消防組合、府警察等からの市域や近隣市町における武力攻撃の兆候の通知や他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などを把握した場合、必要に応じて関係職員を参集させ、直ちに警戒体制をとり、以下の対応を行う。

- ① 武力攻撃の兆候の通報や他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに市長へ報告する。
- ② 総合的な危機管理機能の観点から危機管理連絡調整会議を設置し、危機管理体制の整備を図っていく。

2 緊急事態連絡室等の設置

市長は、府、消防、府警察等から情報により、市域や近隣市町における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生を把握した場合、市としての確かつ迅速に対処するため、向日市緊急事態連絡室（以下「市緊急事態連絡室」という。）を速やかに設置する。

【市緊急事態連絡室（仮称）の構成】



3 緊急事態連絡室の初動措置

(1) 府への報告

市は、市緊急事態連絡室を設置したときは、直ちにその旨と事案の発生等について、府に連絡を行う。

(2) 関係機関との連携

市緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(3) 初動対応

市は、市緊急事態連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化のための必要な調整を行う。

(4) 応援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 市緊急事態連絡室を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに向日市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して、新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室を廃止する。
- (2) 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2 事態認定後の体制

市は、事態認定後において、迅速かつ的確に国民保護措置を実施するため、市対策本部の設置手順、組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置等

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置するとともに、その旨を市議会に報告する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

2 市対策本部の設置場所

市対策本部は、市庁舎内に設置する。

また、市庁舎が被災するなど市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、向日市福祉会館又は消防組合向日消防署にこれを設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

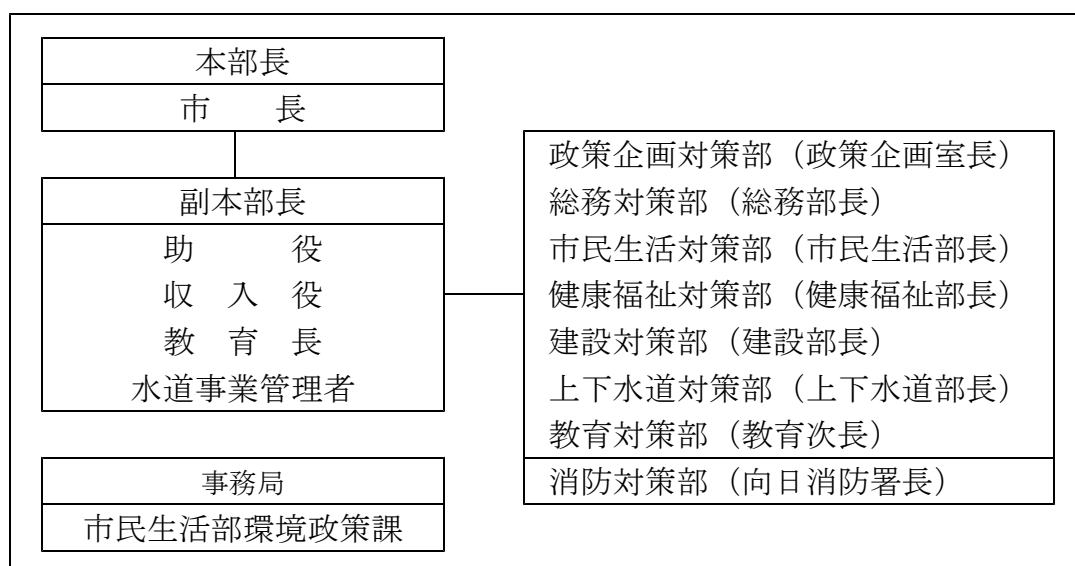
3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

(1) 市対策本部長、副本部長、本部員

- ① 市対策本部本部長（市長、以下「本部長」という。）は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、助役、収入役、教育長、水道事業管理者をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。
- ③ 市対策本部の本部員は、政策企画室長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設部長、向日消防署長、上下水道部長、教育次長をもって充てる。

【市対策本部の組織構成】



(2) 部の設置

本部長は、各本部員を長とする部を設置し、各部長は、各部の事務を掌理する。
なお、各部の業務は、市地域防災計画災害対策本部業務分掌を参考に別に定める。

(3) 事務局の設置

市対策本部に事務局を設置する。事務局長は危機管理監とし、事務局員は、市民生活部環境政策課職員、関係課職員をもって充てる。

(4) 市対策本部会議

本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、副本部長及び本部員を招集し、市国民保護対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を開催する。

なお、市対策本部会議は、以下の事務を協議・調整する。

- ① 国民保護措置の実施に関すること
- ② 府、指定公共機関等への応援に関すること
- ③ 国、他府県、他市町村に対する応援の要請に関すること
- ④ 被災状況や市内における各関係機関の国民保護措置の実施状況などの情報収集・伝達に関すること
- ⑤ その他、国民保護措置の関する重要事項

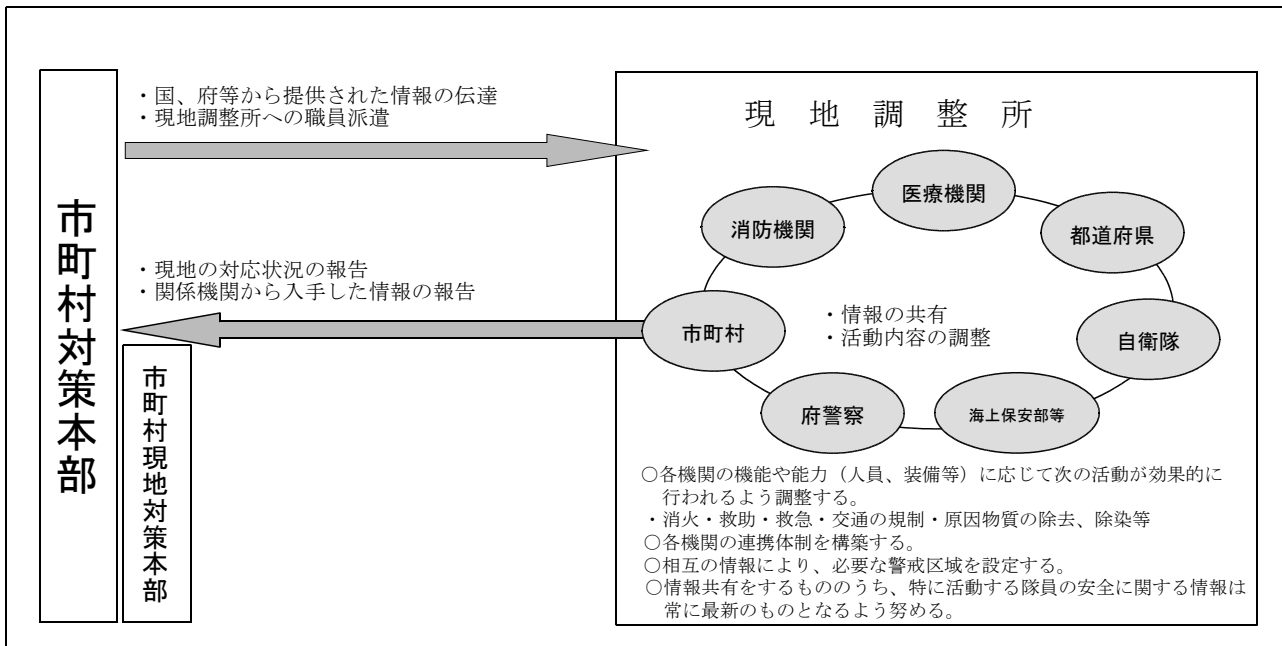
(5) 市現地対策本部の設置

- ① 市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。
- ② 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



4 市対策本部長の権限

本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 府対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が*指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

本部長は、府対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

5 市対策本部の運営にかかる留意事項

(1) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ) 府と連携した広報体制を構築する。

(2) 通信の確保

- ① 市は、通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、*避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。
- ② 市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、情報通信施設に支障が生じた場合、要員を直ちに現場に配置するなど応急復旧作業を行う。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。
- ③ 市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3 体制及び職員の配備基準

市は、事態の状況に応じた職員の配備体制等の基準について、以下のとおり定める。
 なお、必要な動員については、武力攻撃事態等の態様ごとに、その都度判断する。

| | 事態の具体的な状況 | | 配備体制 |
|---------------------------|---|-----------|--|
| 事前認定 | ○府、消防、府警察等から市域や近隣市町での武力攻撃の兆候の通報があった場合 | 情報連絡体制 | 参集固定職員 環境政策課職員、関係課職員 |
| | ○他の都道府県で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合 | | 事態の推移によって参集を求める職員 市危機管理連絡調整会議構成職員 |
| 事前 | ○市域や近隣市町で、武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合 | 緊急事態連絡室 | 参集固定職員 市長、助役、水道事業管理者、市民生活部長、建設部長、上下水道部長、危機管理監、乙訓消防組合向日消防署長 環境政策課職員、関係課職員 |
| | ○近隣の府県で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生し、避難住民の受入等の準備を行う必要がある場合 | | 事態の推移によって参集を求める職員 上記以外の部局長 |
| 事後認定 | ○他府県において武力攻撃災害が発生した場合 | | |
| 事後認定 | 国から対策本部を設置する市として指定の通知を受けたとき | | |
| | ○他の都道府県、近隣市町で武力攻撃災害が発生し、避難住民の受入等を行う必要がある場合 | 市国民保護対策本部 | 2号動員 |
| | ○市内において、地域、被害が限定された武力攻撃災害の発生 | | 3号動員 |
| ○市内において、広域的、大規模な武力攻撃災害の発生 | 4号動員（全職員） | | |

※ 上記表における2号～4号動員については、地域防災計画の動員計画による。

第2章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等相互の連携に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部、支部及び府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（*国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は本市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊中部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 派遣された自衛隊の部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、*防衛出動及び*治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

なお、自衛隊が実施する国民保護措置は、以下のとおりである。

| | |
|----------------|---|
| ① 避難住民の誘導 | 誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等 |
| ② 避難住民等の救援 | 食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等 |
| ③ 武力攻撃災害への対処 | 被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等 |
| ④ 武力攻撃災害の応急の復旧 | 危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等 |

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、当該協定等に基づき応援を求める。

(2) 府への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。
- ③ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保、ボランティアの生活環境への配慮等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第3章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

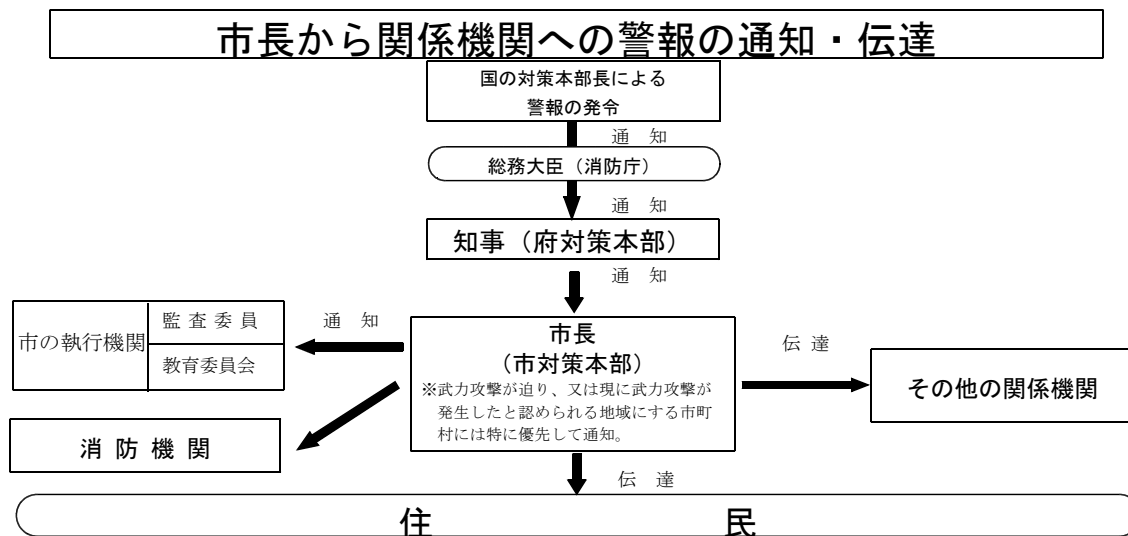
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、府から警報の内容の通知を受けた場合、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに、住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校など）に伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.muko.kyoto.jp/>）に警報の内容を掲載する。
- ③ 市は、要配慮者、日本語の不自由な外国人、観光旅行者などへの警報の内容の伝達に十分配慮を行う。



※ 市長は、ホームページ（<http://www.city.muko.kyoto.jp/>）に警報の内容を掲載
※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴するほか、各種の通信手段や伝達手段を活用して住民への注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるよう配慮する。

また、市は、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

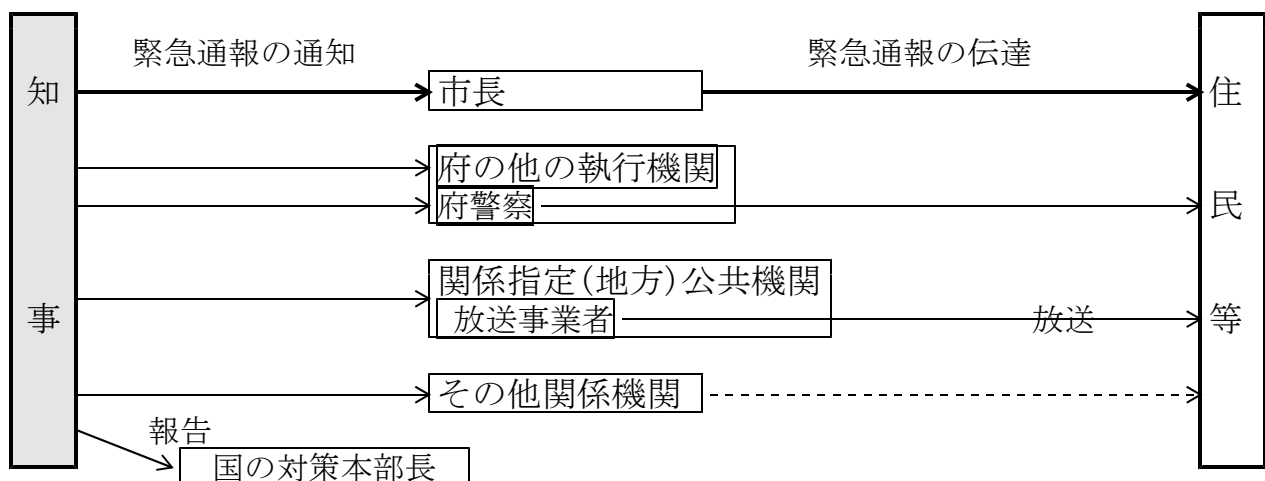
(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、知事が発令する緊急通報については以下のとおりである。

緊急通報の流れ



(1) 緊急通報の発令の要請

市長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による市民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、以下の内容により、速やかに緊急通報の発令の要請を行う。

なお、緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
- ② 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

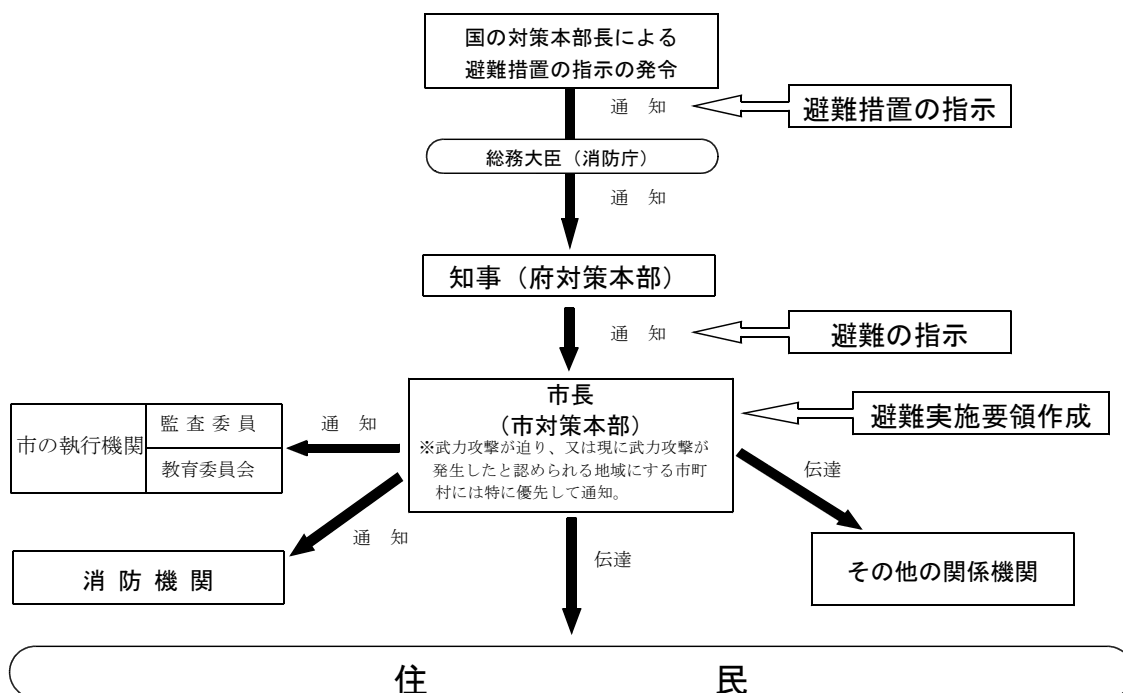
第2 避難住民の誘導等

市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。
市民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達や避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、府、府警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領に定める事項（法定事項）は下記のとおりとする。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

市長は、主に以下の事項に留意して、避難実施要領を策定するものとする。

- ① *要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・ 要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・ 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自治会、町内会、事務所等）
- ② 避難先
 - ・ 避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ・ 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・ 集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・ 集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・ 避難誘導の交通手段の明示
 - ・ 集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 市職員、消防団員及び消防組合消防職員の配置等
 - ・ 関係市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 要配慮者への対応
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討
 - ・ 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所してい

- る施設の施設単位での避難方法の検討
- ・民生児童委員、自主防災組織および自治会等による避難誘導の実施協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
 - ・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 府対策本部との調整、国の対策本部長による*利用指針を踏まえた対応

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

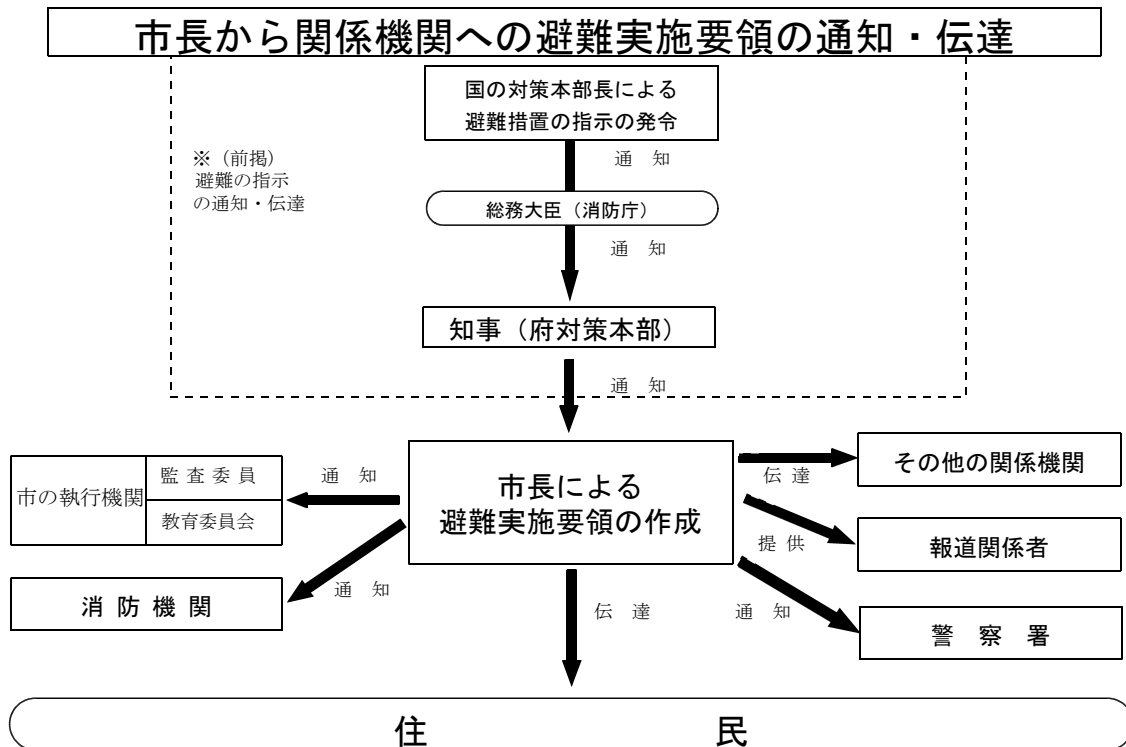
自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定したときは、直ちに住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、府、府警察、自衛隊京都地方協力本部等の関係機関に通知するものとする。

なお、避難実施要領の伝達に当たり、要配慮者、日本語の不自由な外国人、観光旅行者等への伝達に十分配慮を行うものとする。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また、乙訓消防組合管理者（以下「消防組合管理者」という。）に対し当該消防組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求め、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等

を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。また、必要に応じ車両等により、自力歩行困難な災害時要配慮者の運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

なお、本市は消防事務を消防組合で共同処理しているが、当該消防機関は、本市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行う。この場合、市長は、消防組合管理者に対し、消防組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防組合やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定した場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(12) 避難住民の誘導への協力

避難誘導を行う警察官等、市町村職員、消防職員及び消防団員は、法第70条の規定により避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この際、要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

(13) 病院等の施設在所者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。

(14) 府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

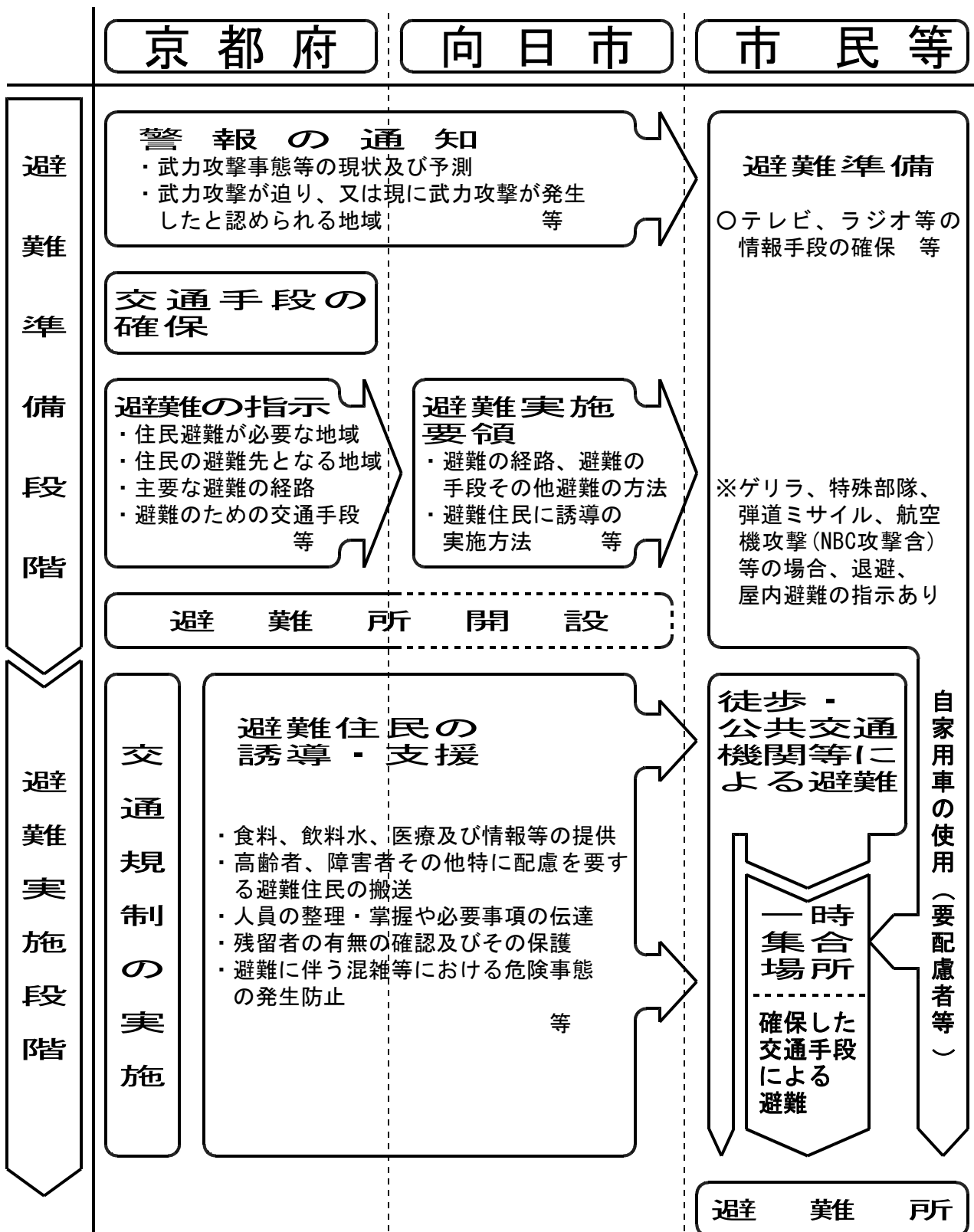
(15) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。



4 武力攻撃事態の類型の特徴等

(1) 基本指針に示された武力攻撃事態の4類型の特徴等は以下のとおりである。

| | 着上陸侵攻 | ゲリラ、 特殊部隊等 | 弾道ミサイル・航空機 |
|--------------|--|---|--|
| 要避難地域 の範囲 | ・ 広範囲 | ・ 応急的かつ柔軟な避難が必要 | ・ 攻撃目標の特定は困難 ・ 広範囲に避難を指示(航空機のみ) |
| 避難の指示 | ・ 比較的長期に及ぶことを前提に対処 | ① 要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難 ② 移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動 | ① 近傍のコンクリート造等の堅牢な施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等への屋内への避難 ② 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難 |
| 留意事項 | ・ 予測事態での避難が重要 ・ 避難における混乱防止に努める ・ 運送力の確保 ・ 国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえ対応 ・ 交通規制の実施 | ・ 状況の推移に伴い応急的かつ柔軟な避難 ・ 市町村、府、警察、海上保安庁、自衛隊間で適切な役割分担のもと避難誘導 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置 | ・ 弾頭の種類により対応が大きく異なる |

(2) 基本指針に示されたNBC攻撃の特徴等は以下のとおりである。

| | 核兵器等 | *生物兵器 | 化学兵器 |
|----------------|---|---|--|
| 共通的留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関、警察は、防護服を着用する等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民を誘導 ・ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意 | | |
| 初期避難及びその後の避難行動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・ 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に押さえるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ・ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる | <ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 化学剤は、一般的に空気より重いいため、可能な限り高所に避難 |

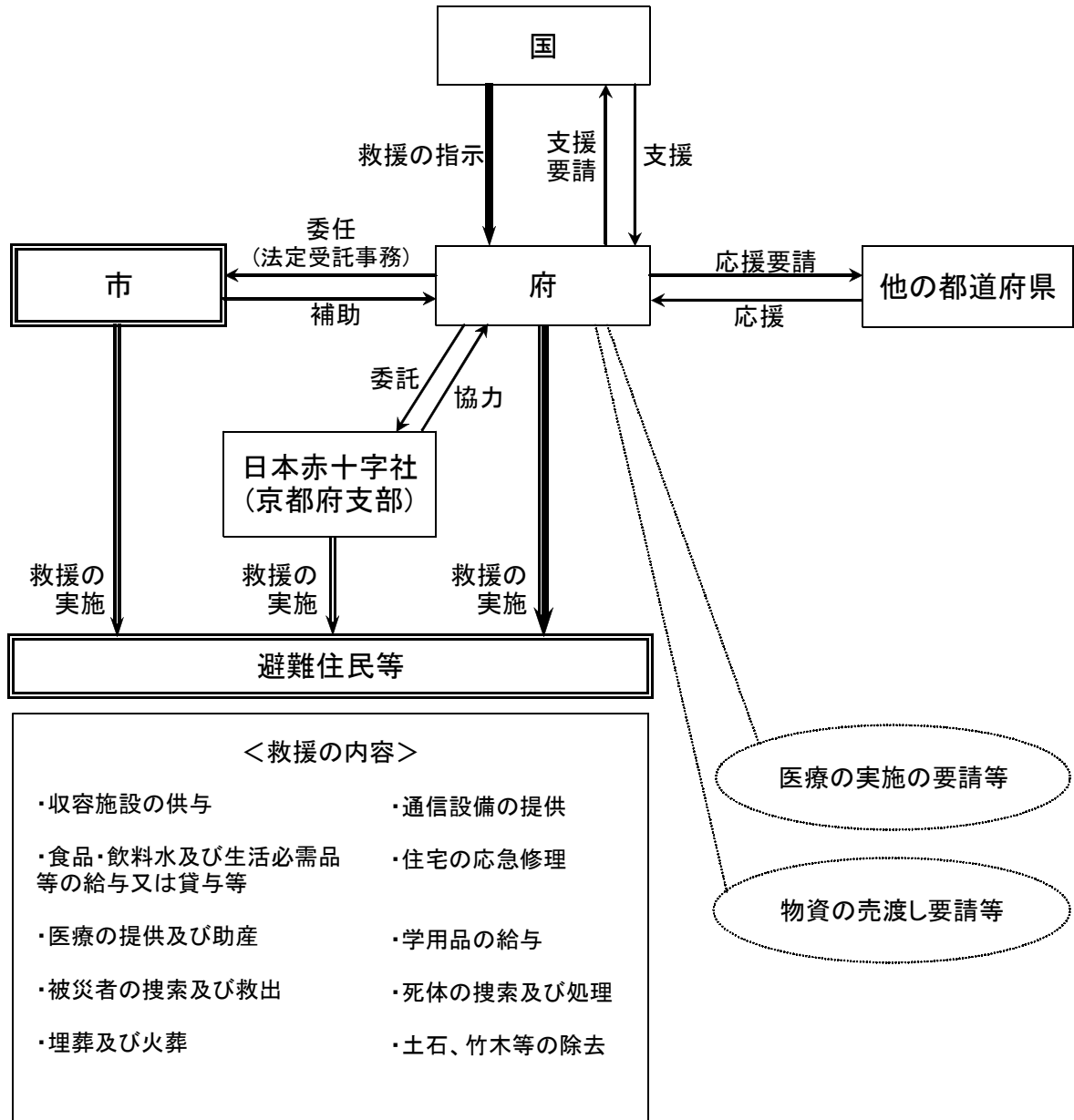
(3) 基本指針に示された緊急処理事態の特徴等は、以下のとおりである。

| | 攻撃対象施設等による分類 | | 攻撃手段による分類 | |
|-------|---|--|---|--|
| | 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃 | 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃 | 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃 | 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等 |
| 事態例 | <ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業所等 ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等 ③危険物積載船 ④ダム | <ul style="list-style-type: none"> ①大規模集客施設 ②ターミナル駅等 ③列車等 | <ul style="list-style-type: none"> ①ダーティボム等 ②炭疽菌等生物剤の大量散布 ③サリン等化学剤の大量散布 ④水源地に対する毒素等の混入 | 航空機等による自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来 |
| 被害の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ①大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく ②爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 ③危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 ④下流に及ぼす被害は多大 | 爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大 | <ul style="list-style-type: none"> ①爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 ②生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 ③化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様 | 施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化。 攻撃目標周辺への被害も予想 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 |

第4章 救援

市は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について、以下のとおり定める。

救援内容の概要



1 救援の実施

市は、救援に関する措置を防災における対応に準じて行うとともに、特に、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関等と連携協力して、次に掲げる措置を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社京都府支部との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社京都府支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社京都府支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の実施内容等

(1) 救援の実施内容

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき、また、次の点に留意して救援を行う。

なお、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難である場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援に係る要配慮者等への配慮

市は、救援の実施に際して、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人について、以下の点に十分配慮する。

① 要配慮者

ア 収容施設の設置

- (ア) 要配慮者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様（段差の解消、障害者用トイレの設置等）
- (イ) 機器の整備（車椅子等の福祉機器）
- (ウ) 視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器の確保等（ラジオ、ファクシミリ、テレビ等）

イ 避難所の運営

(ア) 要配慮者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の整備

(イ) 介助員等の配置

(ウ) 災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者等のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備

(エ) 要配慮者のニーズに配慮した食品及び生活必需品の確保

(オ) 救護班等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握（避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止）

(カ) 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

② 外国人

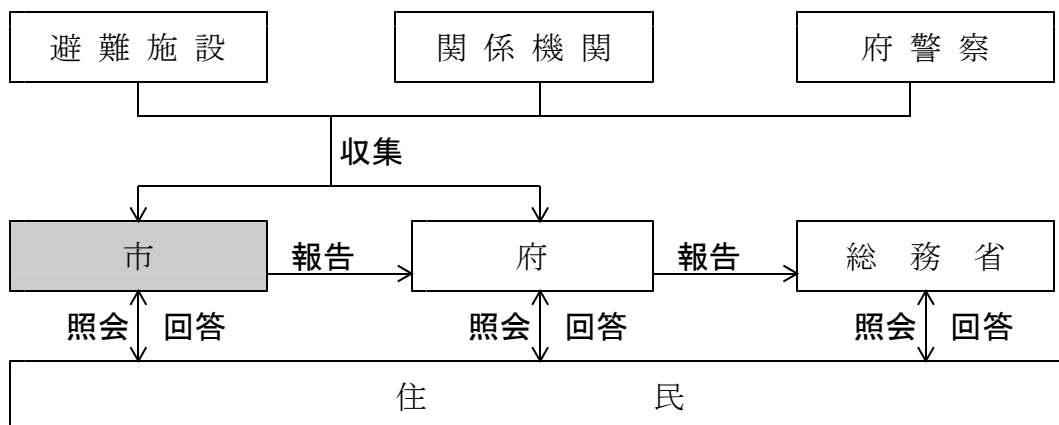
ア 外国人が抱える不安等を解消するために、通訳・翻訳ボランティアとも連携した避難所の相談体制の整備

イ 武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語の推進

第5章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況などからその緊急性や必要性を考慮し、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮して行うこととし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集・提供の流れ



安否情報の収集項目

避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

死亡住民

- （上記①～⑦に加えて）
- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

1 安否情報の収集・整理等

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を

提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3の(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達手段の活用

市は、「*N T T災害用伝言ダイヤル」「*災害用ブロードバンド伝言板 (web171)」や「*被災者情報登録検索システムIAA」など災害時の安否情報の伝達システム等について、住民に対し活用の推進を図る。

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や府等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への*対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察及び海上保安部等々と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、乙訓消防組合消防長（以下「消防長」という。）又は向日消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長又は消防組合管理者は、市又は消防組合消防本部の区域内での消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) *緊急消防援助隊等の応援要請

市長又は消防組合管理者は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長又は消防組合管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長又は消防組合管理者は、他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、*トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長又は消防組合管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長又は消防組合管理者は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市長又は消防組合管理者は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集するとともに、府に対し、対応状況の情報提供を求める。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

消防組合管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について消防組合管理者が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防組合消防本部の区域内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
(消防法第12条の3)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
(国民保護法第103条第3項第2号 同施行令第29条)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
(国民保護法第103条第3項第3号 同施行令第29条)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

消防組合管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、消防組合管理者は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長又は消防組合管理者の権限

市長又は消防組合管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| | 対象物件等 | 措置 |
|----|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

市長又は消防組合管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|----|---|
| 1. | 当該措置を講ずる旨 |
| 2. | 当該措置を講ずる理由 |
| 3. | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4. | 当該措置を講ずる時期 |
| 5. | 当該措置の内容 |

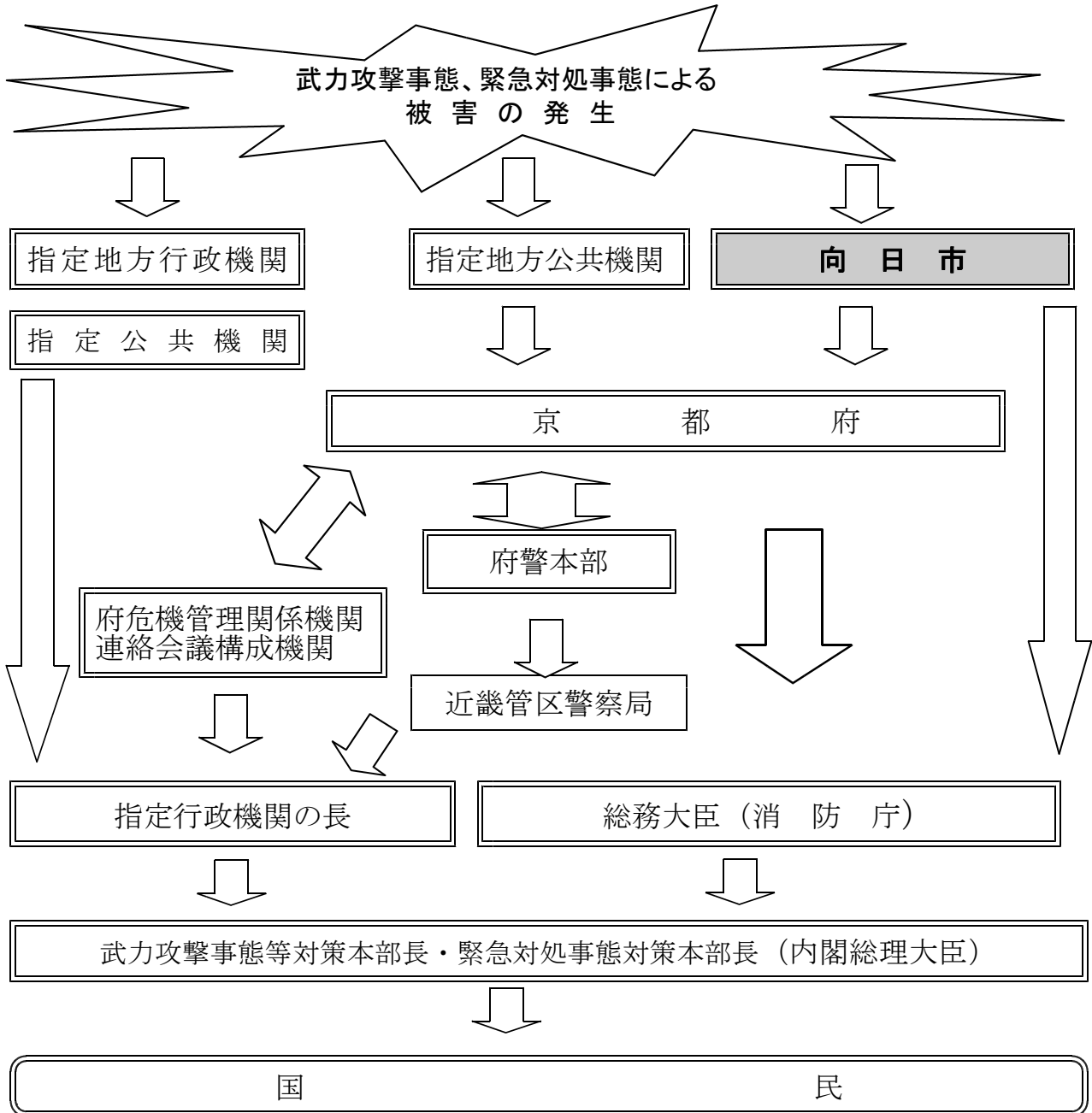
(6) 要員の安全の確保

市長又は消防組合管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第7章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告のイメージ図



(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、府警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が消防庁に報告を行う方法に準じて、府に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

第8章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

(3) 市の措置

市は、府の実施する措置に準じて、廃棄物処理体制を整備する。

| | |
|------------|--|
| ① 初期対応 | ア 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。 イ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。 |
| ② 処理活動 | ア し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確保する。 イ 必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。 ウ がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。 エ 仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。 オ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。 |
| ③ 府等への応援要請 | ア 収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町又は府に応援を要請する。 |

第9章 文化財の保護

1 文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等、府指定・登録文化財等及び市指定文化財等（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法並びに京都府文化財保護条例及び、向日市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、府をはじめとする他の市町村とともに、国とも連携し、協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者及び管理団体等との連携

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等との連携の強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、市地域防災計画に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報等の連絡等

- ① 市及び市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。
- ② 市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに府をはじめ、関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し、連絡する。
- ③ 警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた文化財の所有者及び管理団体等は、連携して文化財の保全のため、必要な措置を講じるものとする。

2 文化財保護の特例

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の連絡等

- ① 市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、府教育委員会からの告知に基づいて、速やかに所有者又は管理団体等に対し連絡する。

- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、府教育委員会及び文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を府教育委員会や文化庁長官に対し連絡する。

3 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び市文化財保護審議会委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに、府教育委員会及び文化庁長官に報告する。

- ① 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- ② 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- ④ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

4 文化財の復旧

市及び市教育委員会は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状態を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国等に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、住民の生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) こころのケア支援

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等のこころのケア対策について、府及び関係機関と連携を図り、また精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門家と連携したこころのケア支援施策を図る。

(4) 風評被害の防止・軽減

市は、府、関係機関及び関係団体と連携して、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、市内外へ広報活動等を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設の状況確認、安全の確保等を行い、適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、*ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------|----------------|-----------------|---|--|--|----------------------------|--|--|----------|----------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">身分証明 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____, 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">目の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> 所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">所有者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table> | 身長/Height _____ | 目の色/Eyes _____ | 頭髪の色/Hair _____ | その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ | | | 所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER | | | 印章/Stamp | 所有者の署名/Signature of holder | |
| 身長/Height _____ | 目の色/Eyes _____ | 頭髪の色/Hair _____ | | | | | | | | | | | |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ | | | | | | | | | | | | | |
| 所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER | | | | | | | | | | | | | |
| 印章/Stamp | 所有者の署名/Signature of holder | | | | | | | | | | | | |

（日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)）

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や*緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

市 国 民 保 護 計 画 に 係 る 用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|---------------|---|
| 安定ヨウ素剤 | 原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。 |
| eラーニング | パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。 |
| NBC（エヌビーシー）攻撃 | 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）の頭文字からNBCという。 |
| NTT災害用伝言ダイヤル | 地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメール |
| 核兵器 | 核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。 |
| 化学剤 | 化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物資。神経剤（サリン、タブン、ソマン、VX等）、びらん剤（イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等）、血液剤（シアン系（青酸）等）、窒息剤系（塩素、ホスゲン等）などがある。 |
| 基本指針 | 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことで、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。 (国民保護法第32条) |
| 危険物質 | 引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬など。 |
| 緊急消防援助隊 | 大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。 (消防組織法第24条の4) |

市国民保護計画に係る用語集

| 用 語 | 意 味 |
|---------------------|---|
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (事態対処法第25条) |
| 緊急対処保護措置 | 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第172条) |
| 緊急通報 | 武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、武力攻撃災害の現状及び予測や住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するもの。 (国民保護法第99条) |
| ゲリラ | 小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。 |
| 国際人道法 | 武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーヴ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。 |
| 国民の保護のための措置(国民保護措置) | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のこと。 (国民保護法第2条) |
| 国民保護協議会 | 都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会 (国民保護法第37条～第40条) |

市 国 民 保 護 計 画 に 係 る 用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|-----------------------|--|
| 国民保護業務計画 | 指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画 (国民保護法第36条) |
| 国民保護計画 | 指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針等に基づき定める計画 (国民保護法第33条～第35条) |
| 国民保護等派遣 | 防衛大臣が、都道府県知事から国民保護法第15条の規定に基づく要請を受けた場合や、国の対策本部長から求めがあった場合に実施する自衛隊の派遣 (自衛隊法第77条の4) |
| 国民保護法 | 正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定 |
| 災害対策基本法 | 国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律 |
| 災害用ブロードバンド伝言板(web171) | 電話(音声)による「災害用伝言ダイヤル171」に加え、ブロードバンド時代にふさわしい伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を可能とするシステム。 |
| 指定行政機関 | 政令で指定された以下の国の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁 (事態対処法第2条第4号) |

市国民保護計画に係る用語集

| 用 語 | 意 味 |
|----------|--|
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で160法人が指定されている。(平成18年11月22日現在) (事態対処法第2条第6号) |
| 指定地方行政機関 | 政令で指定された以下の指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関のこと。 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、防衛施設局 (事態対処法第2条第5号) |
| 指定地方公共機関 | 都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。府では、平成18年4月1日現在で、23機関を指定している。 (国民保護法第2条第2項) |
| 自主防災組織 | 大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織 |
| ジュネーヴ諸条約 | 1949年のジュネーヴ4条約のことで、①陸上の傷病兵の保護に関する第一条約、②海上の傷病兵の保護に関する第二条約、③捕虜の待遇に関する第三条約、④文民の保護に関する第四条約からなる。(外務省HPから) |
| 生活関連等施設 | 武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、府民生活に大きな影響を与える施設のことで、ダムや発電所、火薬類や毒劇物等を多量に取り扱う施設 (国民保護法第102条) |

市国民保護計画に係る用語集

| 用 語 | 意 味 |
|-------------------|--|
| 生物兵器 | 人間・動物・植物に有害な細菌・ウイルスなどを散布する兵器。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス（天然痘ウイルス）、リケッチア（Ｑ熱リケッチア）、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。 |
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことで、以下の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針 ・対処措置に関する重要事項 （事態対処法第8条） |
| 対処措置 | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。 （事態対処法第2条第7号） |
| ダーティボム（汚い爆弾） | 放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器 |
| 治安出動 | 一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。命令による治安出動（自衛隊法第78条）と要請による治安出動（自衛隊法第81条）がある。 |
| テロ | 政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人またはその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間または財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。 |
| 特殊部隊 | 特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織 |
| トリアージ | 多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。 |
| 被災者情報登録システム I A A | 大規模災害時に被災者の安否情報等をインターネット上に登録・蓄積し、その情報の検索サービスを提供するシステム。（独）通信総合研究所が中心となって活動している。 |

市 国 民 保 護 計 画 に 係 る 用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|----------|---|
| 非常通信協議会 | 自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会のこと。 (電波法第74条の2) |
| 避難実施要領 | 避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領 |
| 避難先地域 | 国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。） (国民保護法第52条第2項) |
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃のこと。 (事態対処法第2条) |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。 (国民保護法第2条) |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条) |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 (事態対処法第2条) |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条) |
| 防衛出動 | 武力攻撃事態において、我が国を防衛するため必要があると認めるときに内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動(自衛隊法第76条) |
| 要避難地域 | 国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域 (国民保護法第52条第2項) |
| ライフライン施設 | 水道、下水道、電気、ガス、通信などの国民生活に関連する施設のこと。 |
| 利用指針 | 武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関し、国の対策本部長が定めることができる指針 (特定公共施設利用法) |

世界平和都市宣言

昭和59年11月3日
告示第38号

世界の恒久平和を実現することは、全人類共通の願いである。
しかるに、今なお核軍備の拡張は、依然として行われ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。
我々は、今こそ真の恒久平和達成のため、唯一の被爆国民として、全世界に核兵器の廃絶と軍縮を求め、戦争による惨禍を繰り返させてはならない。
この人類共通の大義に向かって不断の努力を傾注することは、我々に課せられた責務である。
向日市は、長岡京遷都1200年にあたる本年、人類永遠の平和樹立の決意を表明し、ここに世界平和都市であることを宣言する。

昭和59年11月3日

向日市

向日市国民保護計画

平成19年1月

平成19年1月26日 京都府知事同意

向日市市民生活部環境政策課



〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地

電話：(075) 931-1111

fax：(075) 922-6587

E-mail:kankyo@city.muko.lg.jp